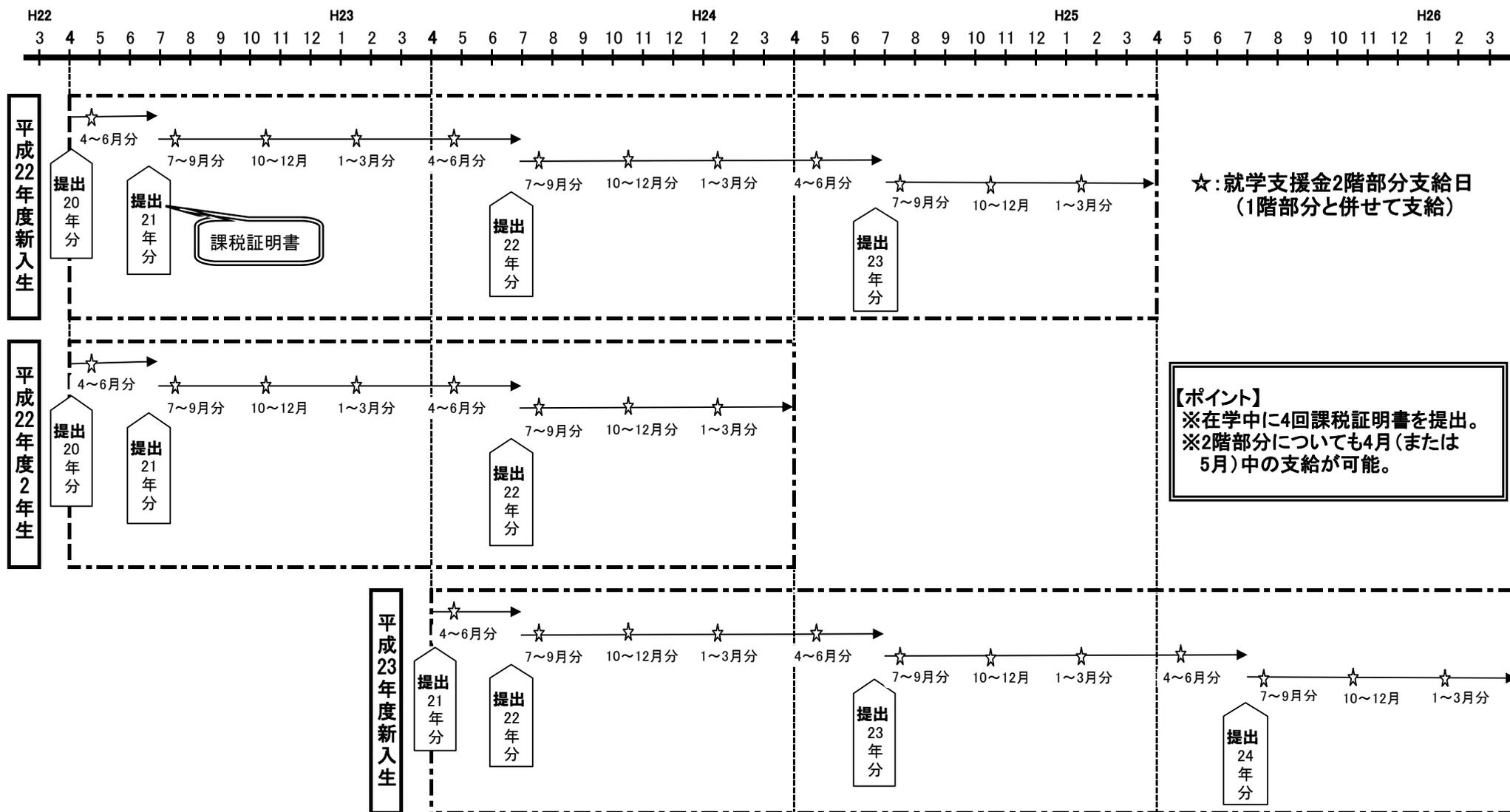


○低所得者層加算分（2階部分）の支給について（現在案） ※今後変更もあり得る

【基本的考え方】1～6月分は前々年度の所得を基準として支給、7～12月分は前年度の所得を基準として支給。



※: 課税証明書の提出時期は、平成22年度は4月及び6月、平成23年度以降は新入生は4月及び6月、それ以外は6月を原則とする。

※: 転入した場合は、受給資格申請書提出時に課税証明書を併せて提出。